

平成28年2月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

平成28年2月17日午後3時00分より太子町教育委員会を役場B301会議室に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・委員長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

平成28年度学級編成見込みについて

第6.議 事

議案第6号 平成27年度太子町一般会計補正予算(第5号)(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について

議案第7号 平成28年度太子町一般会計予算(うち教育費に係る部分)
に対する意見聴取について

議案第8号 寄附の申し出に対する採納の可否について

議案第9号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について

議案第10号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第11号 区域外就学の承諾に関する専決処理について

議案第12号 学校指定の変更申立てについて

議案第13号 区域外就園の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第14号 区域外就学の承諾について

議案第15号 平成27年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

議案第16号 太子町生涯学習活動団体の登録取扱要綱の制定について

2. 本日の会議に出席した教育委員

委員長 三浦淳子

委員 福田幸代・福田敏博・圓尾健太郎・寺田寛文

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 次 長	宗 野	祐 幸
管 理 課 長	首 藤	武 司
社会教育課長	渡 邊	寧
管 理 課 係 長	福 井	照 子

平成28年2月17日 午後3時00分開議

- 委員長 こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より平成28年2月の定例委員会を始めさせていただきます。立春を過ぎ、少し寒さが和らいだかなと思っていましたが、ここ2、3日すごく寒くて、風邪やインフルエンザで学級閉鎖になっているところもあります。本日はたくさんの議題がありますので、ご協力いただきたいと思います。また、本日は、太田幼稚園と石海幼稚園の生活発表会にご出席いただきお疲れ様でした。では、よろしくお願いいたします。
- 一同 よろしくお願ひします。
- 委員長 それでは、お手元の会議日程をご覧ください。2番、前回の定例会議の会議録についてご承認いただけますか。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 異議なしですので、会議録は承認されました。署名を福田幸代委員と寺田委員にお願いします。続いて3番、本日の会議録の署名委員に福田敏博委員と圓尾委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 次に、本日の第9号議案から第15号議案につきましては個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。
- 各委員 はい、結構です。
- 委員長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果および行事予定報告

- 委員長 それでは4番の行事結果および行事予定について説明をお願いします。
- 管理課長 それでは行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。
- 委員長 <2・3・4月の行事結果並びに行事予定説明>
- 2・3・4月の行事結果と行事予定について説明していただきましたが、これについて何かご意見ご質問等はありませんか。
- 4月8日の各幼稚園1学期始業式は民間の幼稚園のことですか。
- 管理課長 いいえ、公立幼稚園のことです。
- 委員長 年長だけが1日早く行くということですね。分かりました。他にご質問等ありませんか。
- 無いようですので、それでは、続いて5番の教育長報告をお願いします。

●教育長報告

- 教育次長 それでは教育長報告でございます。
- 6ページをお開きください。今月の教育長報告は2件でございます。1件目は太子町教育委員会後援名義使用許可についてでございます。2件目は平成28年度学級編成見込みについてでございます。

1 件目、太子町教育委員会後援名義使用許可についてでございます。

8 ページをお開きください。申請者は揖保郡陸上競技協会代表 野内博司氏。事業名は第 32 回たつの太子小学校駅伝競走大会、実施日は平成 28 年 2 月 14 日(日)、実施場所は太子町総合公園陸上競技場周辺でございます。詳細は 9 ページをご参照ください。それから、この大会の総合記録一覧表をお配りしましたので、併せてご覧ください。

教 育 長 女子は石海小学校が 1 位、太田小学校が 4 位、斑鳩小学校が 5 位です。網掛けは区間賞です。男子は太田小学校が 2 位で、石海小学校が 6 位、斑鳩小学校が 8 位です。8 位までが入賞ですから入賞はしています。小さい学校は 8 名で作るのが無理です。

委 員 長 龍田は少ないから、かわいそうです。

教 育 長 神部小や香島小もチームが作れないから、7 名のところで棄権です。7 区、8 区が無いんです。

委 員 長 それでも出られるんですか。

教 育 長 出られます。途中までが、タイムとしてね。

福田敏委員 区間賞になる場合もあるんですね。

教 育 長 あります。

委 員 長 成績はこのようになっておりますのでご覧ください。

教育次長 続きまして、2 件目、申請者は兵庫県母親大会実行委員会実行委員長 中村治氏。事業名は第 60 回兵庫県母親大会、実施日は平成 28 年 5 月 8 日(日)、実施場所は姫路市市民会館でございます。詳細は 11 ページをご参照ください。続きまして、3 件目、申請者は太子町校園長会代表 坂本孝夫氏。事業名は運動会のための表現運動講習会、実施日は平成 28 年 2 月 4 日(木)、実施場所は太子町立斑鳩小学校体育館でございます。詳細は 13 ページをご参照ください。続きまして、4 件目、申請者は中・西播磨地区小学校教育研究会社会科部会代表 芝雅司氏。事業名は平成 28 年度兵小社研夏季研修会中・西播磨大会、実施日は平成 28 年 7 月 29 日(金)、実施場所は市川町文化センターでございます。詳細は 15 ページをご参照ください。続きまして、5 件目、申請者は家庭倫理の会龍野代表 奥本康子氏。事業名は家庭倫理講演会、実施日は平成 28 年 4 月 24 日(日)、実施場所はたつの市総合文化会館でございます。詳細は次ページをご参照ください。続きまして、6 件目、申請者は N P O 法人姫路 Y M C A 代表 八杉光春氏。事業名は姫路 Y M C A 2016 年度野外活動クラブ、実施日は平成 28 年 3 月 25 日(金)から平成 29 年 3 月 12 日(日)まで、実施場所は姫路 Y M C A 太子教育キャンプ場外でございます。詳細は次ページをご参照ください。

以上で資料 1 の報告を終わります。

委 員 長 ありがとうございます。

後援名義使用許可申請について、ご意見、ご質問等ございますか。

福田幸委員 校園長会の事業は終わっていますが、許可は出ているんですね。

管理課長 はい。専決させていただいております。

福田幸委員 結構ぎりぎりに申請されていますね。

委 員 長 そうですね。申請が 2 月 1 日ですからね。

管理課長 教諭の有志が、揖龍でこういうことをやりたいと。運動会が 5 月になりましたのでそれ

までにぜひやりたいということで、教育委員会の主催とかいう話もありましたが、あくまでも教諭からの呼びかけですから、後援をさせていただくということです。たつの市の教諭も参加されますが、良い事業ですので後援をさせていただいたということで話をさせていただきました。

教 育 長 今まで運動会が秋でしたが、5月と半々になってきましたので今から振り付けなんかを決めて練習をしないと間に合わないということです。

委 員 長 他にご意見、ご質問等ございますか。無ければ承認させていただきますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委 員 長 それでは承認します。

教育次長 18ページをお開きください。続きまして、2件目、平成28年度学級編成見込みについてでございます。

〈平成28年度学級編成見込みについて説明〉

以上でございます。

委 員 長 何かご質問等ございますか。

福田敏委員 小学校のークラスの人数は何人ですか。

管理課長 小学校は、4年生までが35人、5、6年生が40人です。

教 育 長 国は、1年生だけが35人です。兵庫県が2、3、4年生まで35人にしているということで、35人学級にするとこれだけ教員数が増えてくるんです。それを全国的に6年生までを35人学級にしたらどうかなという動きはあるんですが、なかなか許可といいますか文科省から下りないというか。それから、特別支援のクラス数ですがこれは3月に入らないと、この子は特別支援学級に入っているというんですが、申請はしていますが認めてもらえるか認めてもらえないかが分からないので、特別支援学級のクラス数はまだわかりません。ちょっと数字が動きます。他は転出入があれば変わります。

委 員 長 中学校はちなみに何人ですか。

管理課長 40人です。

委 員 長 分かりました。

教 育 長 世界的に見ると、先進国では1クラス40人は多すぎるということで、20人くらいが普通らしいです。

福田敏委員 以前から40人で1クラスでしたか。

教 育 長 45から40人です。

福田幸委員 幼稚園の35人もきついですね。このところ、石海幼稚園の入園率が減っているんですよね。

管理課長 そうですね、入園対象者数も減ってきています。

福田幸委員 対象者数が74人ですね。昔は斑鳩よりも少し多かったと思いますが、斑鳩よりも少なくなっているんですね。入園者数自体も。以前は石海幼稚園の方が少し多かったと思ってましたが。

福田敏委員 今年の入園率は低いですか。

教育次長 そうですね、低いですね。33%ですから。

教 育 長 何年かは 50%前後で推移していたんですが。
 委 員 長 4 月から新しく認定こども園ができますが、そちらに行かれるということですか。
 教育次長 保育料の関係もありますから、一概にそういう訳でもないようです。
 管理課長 石海については、多少その影響があるようです。石海保育園が認定こども園になるので
 そちらへということもちらっと聞きます。
 委 員 長 幼稚園の子は全員入れています、その下の子たちで保育所の待機児童というのはかなり
 あります。
 教育次長 そうですね。保育所で待機児童が出ているというのは聞いております。
 委 員 長 太子町も子どもが増えないとね。人数が安定するには、水準が決まっていますし。
 福田敏委員 保育所に流れる数が多いね。
 教育次長 多いですね。その分が幼稚園へ来ていただけると待機児童も減るんですが。
 福田敏委員 預かり時間の長い方を選ばれるということですね。両方働いておられるからお金はある
 しね。
 教育次長 そうですね。
 委 員 長 保育園だと送り迎えの時間も自由が利きますけど、幼稚園だと保育時間が決まっていま
 すからね。仕事をされているとちょっと難しいですね。
 福田敏委員 少ないですね。2、3 割の減ならいいですが、2、3 割だけですからね。
 委 員 長 年少で少なくとも、年長で増えることはないですか。
 管理課長 多少増える年もあります、減る年もあります。
 委 員 長 入学前に 1 年だけでも行かせようかという保護者もおられますよね。
 教育次長 何人かはおられますね。
 福田幸委員 数人でしょうね。
 委 員 長 これを見ると、児童数も減ってくるし、生徒数も減ってくるということですね。
 分かりました。他に何かご質問等ございますか。
 ご質問が無いようでしたら次に議事に移ります。

●議案

管理課長 <第 6 号議案「平成 27 年度太子町一般会計補正予算(第 5 号)(うち教育費に係る部分)
 に対する意見聴取について」朗読>
 24 ページから 26 ページをご覧ください。
 管理課分について説明させていただきます。
 〈補正予算案について説明〉以上でございます。
 社教課長 続きまして、社会教育課分について説明させていただきます。
 〈補正予算案について説明〉以上でございます。
 委 員 長 ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。
 福田敏委員 給食センターの建て替えですが、補正予算で委託料が現敷地での建替え計画の中止によ
 る減額となっていますが、これは別の場所で建替えるかもしれないというところで、
 それはそれとして別に。

管理課長 はい、それは平成 28 年度で。用地の選定がまだできていませんので、用地が決定次第補正予算で対応したいと考えております。

福田敏委員 分かりました。

委員長 他にご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。
無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 6 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
続いて 7 号議案をお願いします。

管理課長 <第 7 号議案「平成 28 年度太子町一般会計予算（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について」朗読>
28 ページから 70 ページをご覧ください。
管理課分について説明させていただきます。
<予算案及び教育委員会施設等整備事業について説明> 以上でございます。

社教課長 続きまして、社会教育課分について説明させていただきます。
<予算案及び教育委員会施設等整備事業について説明> 以上でございます。

委員長 ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

福田幸委員 創作室改修工事の創作室というのは 1 階の花と緑のところですか。

社教課長 あの部屋です。

委員長 町民体育館の雨漏り等は予算には無いんですか。

社教課長 難しい話でございます。順番に説明させていただきますと、体育館自体に耐震強度がありません。6、7 年前になりますが、当時、診断した時の改修費用が 3 億、4 億ということでした。当時の費用ですから、非常に高額だという話になります。それから、総合公園に最終的にはもっていかたいという話もありまして、そちらの方でも検討しておりますが、結論が出ていない状況ですから今の段階ではちょっと。

委員長 この前の日曜日に大会がありまして、雨漏りがしていて、天井に油でもあるんでしょうか、その油がポトポトと。油か何かが落ちて床がツルツルだと。黒いものがぱらぱらと落ちたりしています。

社教課長 それは初耳です。

委員長 凄く雨が降ると雨漏りするようです。

社教課長 そうですね。風があって吹き降りという状況になると雨漏りしますね。

福田敏委員 厳しいね。

委員長 建替えができないのなら、補修工事だけでも入れてもらわないと。

社教課長 去年まで私もおりましたが、その時に早く建替えて欲しいと。ちなみに、今の場所で建替えると文科省の補助金で 1/3 の補助です。現状をご存知だと思いますが、駐車場も狭いですし、あの場所で建て替えるのが適当かどうかということと、陸上競技場でいくと、そこそこスペースがありますし、整備費は国交省になりますが 1/2 の補助がもらえるということで補助金の額がかなり違ってきます。ただし、むこうになると順番に整備していくようになりますのでなかなか計画が前に進まないという状況です。

福田敏委員 利用している人からするとね。
 委 員 長 お金払ってね。
 福田敏委員 来年建て直すということなら分かりますが、まだ10年先とか言われるとね。
 委 員 長 10年先と言われるならそこだけでも補強してもらわないと。
 社教課長 後2、3年という話まで来ているんですけども、まだ具体化になっていないという。
 福田敏委員 なるほど。
 社教課長 私がいるときに、30年頃かなという話があったことはありました。
 委 員 長 一番最初に陸上競技場が出来た時には体育館がそこに行くという話がありましたが、途中でそのまま放ったらかしになっていますね。
 教育次長 一番最初の計画では山の上にね。
 委 員 長 自然公園ができたりして、というような。
 教育次長 そういう形でしたね。
 委 員 長 今、体育館もものすごく活用が多いです。
 福田敏委員 あそこには、体育館をもって行くだけのスペースはあるんですか。
 教育次長 どこへもって行くかによりますが、下に置くのか、今言いましたように山を少し削って上にするのかと。
 福田敏委員 山の上ということとは、山も買っているんですね。
 教育次長 はい。最終的には墓地と隣の神社を移して全て購入するようになっています。
 福田敏委員 そうすると、逆に体育館が行かなければ何に使うんですか。
 教育次長 伐採して遊歩道を作って、自然公園みたいな形でということになると思います。
 福田敏委員 ダメだったらこれというのが具体的に あるということですか。
 教育次長 そうですね。最終的には30何年には完了しないといけない施設です。
 福田敏委員 それまでには体育館にするか遊歩道として整備するかということですね。
 教育次長 そうということになりますね。その辺りが私達ではちょっと分かりません。
 管理課長 建つと社会教育課の所管になりますが、公園整備の間は教育委員会ではないんです。
 委 員 長 そうすると、総合公園の今の管理はどこですか。
 管理課長 総合公園は街づくり課です。
 委 員 長 遊園地も。
 管理課長 はい。
 教育次長 ただ、陸上競技場や町民グラウンドの運営は体育館になります。
 委 員 長 運営は体育館なんですね。難しいですね。
 教育次長 ですから、作る時には教育委員会は全然入っていないんです。出来てから運営お願いしますね、管理お願いしますねというだけで。
 社教課長 町民グラウンドの条例は教育委員会にあります、陸上競技場やテニスコートの条例は土木の方に入ります。管理だけまかされています。
 委 員 長 遊具の管理は。
 社教課長 管理棟の前のところで去年、一昨年に修理したところは体育館で、南側の物は街づくり課の管理です。
 教育次長 最終的には社会教育課に来るでしょう。

委員 長 以前、螺旋状になったところに子どもが挟まれて抜けなくなって、救急車が来たことがありました。報告が無いので教育委員会の管轄ではないのかと思って。

教育次長 それは、聞いていません。

委員 長 その後テープが巻いてあって使用禁止になっていましたが。

教育次長 柵の間隔が広いんですね。

委員 長 回る時にちょうど入ってしまったようですが、教育委員会ではなかったんですね。

教育次長 はい。

委員 長 分かりました。できましたら、改修していただいて雨漏りだけしないようにしていただきたいですね。形がついてどこが雨漏りしているか分かるんですよ、茶色くなっていますから。

福田敏委員 どれくらい修理にかかるかですね。

教育次長 そうですね。

委員 長 他にご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 7 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

管理課長 <第 8 号議案「寄附の申し出に対する採納の可否について」朗読>
73 ページをお開きください。
寄附申出人は石海幼稚園 P T A、品目は巧技台一式、イベント用テントの屋根 1、デジタルカメラ 1 台、価格は 299,800 円、原資はバザー・資源回収、ベルマークです。
76 ページをお開きください。
寄附申出人は太田幼稚園 P T A、品目はワイヤレスマイク 1 個、ザイロホーンスタンド 2 台、巧技台すべり 1 面、巧技台基台車 2 台、巧技台ステップ台 3 台、一輪車 2 台、価格は 246,313 円、原資はバザー・資源回収、P T A 会計です。
以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。寄附採納届一覧表について説明を受けました。
お聞きいただいてご質問等あればどうぞ。
無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 8 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

委員 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。続いて第 9 号議案をお願いします。

管理課長 <第 9 号議案「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」朗読>
<第 10 号議案「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」朗読>
<第 11 号議案「区域外就学の承諾に関する専決処理について」朗読>
<第 12 号議案「学校指定の変更申立てに関する専決処理について」朗読>
<第 13 号議案「区域外就園の承諾に関する専決処理について」朗読>
<第 14 号議案「区域外就学の承諾について」朗読>
<第 15 号議案「平成 27 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」朗読>

以上 7 議案については個人情報保護のため非公開

- 委員長 続いて第 16 号議案をお願いします。
- 社教課長 <第 16 号議案「太子町生涯学習活動団体の登録取扱要綱の制定について」朗読>
いろいろと条件を書いておりますけれども、従来中央公民館で活動団体の登録をしますと使用料が 1/2 減免になっておりました。公民館が無くなることで活動場所が無くなり困るということもありましたので、地域交流館と以前に条例を改正しました文化会館も登録すると 1/2 減免しますということでご承認いただいたところですが、その承認する基準として新たに登録をしていただかなければいけないということで、従来の中央公民館の様式がそのまま使えないということになりますので、ここで改めて登録の取扱要綱を定めさせていただいて、活動団体の減免をしていこうということにさせていただいております。お詫びをしなければなりませんのが、団体の受付開始を 2 月 1 日から開始しておりますして 2 週間程経過しておりますが、日を遡って 2 月 1 日からの施行ということでお願いしたいと思います。今まではっきりと書いた要綱が無かったもので、新たに要綱を設けてこの基準で登録してくださいねということでございます。以上でございます。
- 委員長 何かご質問等ありませんか。もう登録は始まっているということですね。今、登録をすれば 1 年間はそのままですか。
- 社教課長 はい。
- 福田幸委員 1 年毎ですか。
- 社教課長 活動は年度単位ですから。今すれば 28 年度は登録しなくていいということです。ただ、文化会館か地域交流館のどちらかに出していただくと、手間を省きまして太子町内全部登録済みという取扱をさせていただきます。
- 委員長 前の中央公民館の 3 階なんかは団体で使えたんですが、それに代わる場所というのはそんなに無いですね。
- 社教課長 そうですね。今のところ、そんなに広くはないんですが、文化会館の研修室ですね。
- 委員長 大体何人くらい。
- 管理課長 椅子だけだと 100 人くらいですね。
- 社教課長 あと、減免は効きませんが中ホールもあります。
- 委員長 研修室は 100 人くらい。
- 社教課長 真ん中がパーティションで仕切れるようになっていて、50 人 50 人が入れます。
- 委員長 それを外したら 100 人は入れるということですね。大きい所を借りたときに、催しをする規制とかはありますか。会議やレクリエーションなんかの。
- 教育次長 何をしたらダメですよというのではありませんが、常識の範囲内で使用していただいたらと思います。
- 委員長 前の中央公民館の 3 階のように皆で集まってやるところが無くなってしまったので、その代わりになるような場所がね。
- 教育次長 そういう形で対応できるように改修しています。ダンスなんかですと、今の研修室では

床がじゅうたん形式になっておりますので、それでは滑らないということを言われまして、それならフロアに変えようということで、中央公民館でされていた事に対応できるように改修工事に入っています。ただ、200 人が入らないといけないようなものにつきましては、面積は決まっていますのでそれに対応できるように 2 回に分けるなど、使用者が方法を考えていただけたらと思います。

委 員 長

分かりました。

福田敏委員

第 5 条の指定期間というのは何を指しますか。

社教課長

とりあえず、前年度末までに登録をお願いしますということです。

福田敏委員

それで 1 年間有効というのはどこに書いてありますか。

社教課長

それは書いていません。

福田敏委員

申請を次の年にしようと思えば 1 月 5 日から 3 月 31 日までになさってくださいよということですね。

社教課長

はい。

福田幸委員

第 2 条の登録基準の(1)のアからカまでありますが、これの全部に該当していないとダメということですか。

社教課長

そうですね。今の公民館の登録に合わせているつもりです。オとカですが、規約や団体の予算関係は追加させていただいておりまして、他の申請団体を一覧表として手元においておきまして、活動したいんですがどんな団体があるんですかというような問い合わせに対応できるように、こういった規約があってこういった団体ですというのをお示ししたいということでしていますので、内容的にはそんなにきっちりしたものを求めるつもりはありませんが、大まかに団体の運営関係が分かるような書類をつけていただくということでございます。

福田敏委員

経理を行っていることとありますね。

福田幸委員

例えば、会費はこれとかそういうことですか。

社教課長

会費は毎月 500 円とか年に 1,000 円程を 3 回ずつ取ってるとかその程度で結構です。あとは、会場費とか材料費とかお茶代とかそんな経理をされていると思いますので、それしか無いということでしたらその程度のことを書いていただいたらということにしております。

委 員 長

これは年間登録ですが、この日に貸してくださいというのは言えるんですか。

社教課長

できますが、登録団体でなければ減免はきかないということになりますので、逆に言えば日は分からなくても年に 2、3 回定期的に使う予定がある団体であれば登録していただければ対象にはさせていただきます。

委 員 長

減免してもらおうと思えば、登録しておかなければいけないということですね。

社教課長

減免をするのであれば登録を必要としますということです。

教育次長

使用の申し込みについては、公民館であれば年間で予約できますが、それができないんです。3 ヶ月前からです。あくまでもこれは登録についてだけの話です。こういう団体が活動していますよというような。これをもって減免措置ができるという話です。

委 員 長

それをもって 3 ヶ月前に予約ができると。どこも同じですね。

教育次長

はい。全部同じになりました。

福田幸委員 3ヶ月前に申請するということで。

社教課長 応答日になりますので丸々3ヶ月前になります。例えば、今日は2月17日ですから5月17日までの予約しかできません。よく間違えるのは、3ヶ月前の5月分を全部出来るのかということですが、それは出来ません。

福田幸委員 月単位ではないんですね。日なんですね。

委員長 ややこしいですね。

福田敏委員 早いもの勝ちですね。

教育次長 そうなりますね。交流館はよく空いております。

社教課長 2月から受付していますが、もっと来られるのかと思っていましたが、公民館から交流館へ移ってこられることはないです。

委員長 皆さんどうされるんでしょうね。

福田幸委員 例えば、今日予約をするとしたら5月17日までの分になるんですか。

教育次長 はい、そうです。

委員長 町民に対してそういう周知はしないんですか。

社教課長 ほとんどが公民館からの延長の団体だということで、その方には全てお渡ししました。

教育次長 代表者の方にはお渡ししていますし、この団体登録をされている方にはその旨を全てお伝えしております。それから、文化会館で予約システムが今年度切り替えが終わっているはずですので、最終的には、その中に地域交流館や体育館の予約もシステムとして入れさせてもらってそこでネットで見ていただいて予約状況を確認し、仮予約をしていただいたら、こちらへ来ていただかなくても仮予約はできます。ただ、本予約は来ていただかないといけませんが。

委員長 ややこしいですね。結局最後は足を運ばないといけないということですね。

教育次長 はい。最終的にはそのようになる予定です。

社教課長 空いているということになれば仮予約をしていただき、例えば3日以内なら3日以内に本予約の申請をしてくださいねという形になっています。

教育次長 土、日も文化会館も交流館も年末年始以外は開いておりますので、いつ来ていただいても。そういう風になる予定でございます。

委員長 本予約をしてしまうとキャンセルは出来ませんか。お金は。

社教課長 キャンセルは出来ます。

委員長 お金を払った場合は。

社教課長 お金を払った場合は、キャンセルしたら1/2しか返ってきません。確か1週間前までだったと思います。

委員長 規定があるんですか。1週間前だと1/2とか。

社教課長 1週間前までにキャンセルの申し出があれば1/2をお返ししますと、1週間前を過ぎると全額いただきます。

委員長 今と同じですね。減免で1週間前までにキャンセルすると半分の半分しか返ってこないということですね。

他にありますか。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第16号について、原案を適当

と認めることに異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

委 員 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

本日の議案日程に基づいて議事も全て終了しましたが、その他ということで何かありますか。

教育次長 お手元に A 4 で教育委員会の現体制と新体制の組織図を配布させていただいておりますが、皆様もよくご存知のとおり中央公民館が 3 月末をもって閉館するというので、その事務をどうするかということで、いろいろ検討させていただきました。最終的に、町の考え方としては、中央公民館の業務を一つにまとめると。最初は、分散して持ってはどうかという考え方もありましたが、町としては一つにまとめる方が利用者の方々からすると分かり易いだろうということで一つにまとめました。その行き先ですが、まず一つには今の社会教育課に持ってくると社会教育課長の兼務がすごく多くなりますので、それでは業務量が多いということで文化会館にもっていこうということです。文化会館にもっていった理由の一つには、文化協会が今は中央公民館で業務を行っています。文化協会の発表会等で文化会館を使用することが多いですから、文化会館にもっていくことでスケジュール調整等がスムーズにいくのではないかと。ところで、文化協会を文化会館にもっていく関係があり、文化会館に全てを持っていくことになりました。その中で、現在は 2 課体制ですが、文化会館を一つの課として独立させるということで教育委員会としては 3 課体制にもっていく予定です。町民の方々にも文化会館として馴染みがございますので組織としては館を独立させるということで、現在は館長が副課長クラスになっておりますので課長を配置して責任を持ってもらうということでございます。そこで、文化会館の組織を二つに分けて芸術文化係と生涯学習係に。文化会館に生涯学習係をもっていくのもいろいろと問題はありますが、利用者からするとそちらにもっていった方が分かり易いかなということで、文化会館には地区公民館 4 館と中央公民館を解体後に残りますふれあいホールと高齢者大学でありますたちばな大学を全て含めてもっていきたいということです。本日、臨時庁議がありまして、トップと話をしまして、部長も交えてこれでいこうということでございます。それから、文化協会ですが、現在、公募美術展は中央公民館、町民芸術祭は社会教育課がもってございましたが、これも併せて文化協会に全て委託しておりますので町民芸術祭も社会教育課から文化会館にもっていくと。この方が事務効率も図れ、文化会館の使用状況についてもスケジュールの調整もと易いということで、今回このような組織の改変をし、平成 28 年度以降はこの体制でいこうということが決まっております。社会教育課については、地域交流館を所管するというのでございます。以上でございます。

福田敏委員 新たに青少年係もできるんですね。

教育次長 そうですね。現在、生涯学習係の中で青少年の所管をしておりますので、青少年は社会教育課、高齢者は文化会館というように生涯学習の中でもそういう風に分けようということです。人の配置も文化会館は 4 名の職員とアルバイトですが、中央公民館が 2 名の職員と再任用職員の合計 3 名でやっておりますので 4 月以降はどうなるか分かりませんが最低でも 2 名は文化会館にという要望はしておりますし、たぶんそのような方向にな

るのかなと思っております。それプラス 4 名の地区公民館の再任用職員が文化会館に来
ます。

委 員 長 文化会館の事務で。

教育次長 はい。元々、あの一帯は文化村ということで建設する時の位置付けでしたので、将来的
には文化会館に図書館と歴史資料館の事務をもっていくことも含めて考えていこうと
いうということで、その時には改めて課名がどう変わるかは分かりませんが。

福田幸委員 ふれあいホールは生涯学習係の方がいいんですか。

教育次長 位置的に文化会館の隣にありますのでそちらでもってもらいます。

福田幸委員 芸術文化係にはいかないんですね。

教育次長 今のところは。

福田幸委員 今のところは、中央公民館の業務をここへということですね。

教育次長 そうなります。

福田幸委員 催し物とかされているので、系統的には芸術文化係かなと思います。

教育次長 課長が組織的に考えると思います。住民への周知ですが、組織図は出ませんが、中央公
民館の業務が文化会館に移りますよということは 3 月号広報に出る予定にしておいま
す。

福田幸委員 新年度からこれでいくということですね。4 月から。

教育次長 はい。

福田幸委員 この方が組織としてはすっきりしますね。

委 員 長 ところで、学校のインフルエンザの状況はどうですか。

管理課長 〈学級閉鎖の状況について説明〉

委 員 長 それでは、他に何かご質問、ご意見等ありますか。無いようですので、以上で 2 月定例
教育委員会を閉会いたします。

平成 28 年 1 月 13 日 午後 5 時 30 分閉議